

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○

処 分 庁 吹田市長 後藤 圭二

審査請求人が平成28年6月22日に提起した保育所利用（転所）不可処分に係る審査請求（平成28年4月20日付け保育所利用申請に係る処分に関する審査請求）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

審査請求人と処分庁がそれぞれ発出した文書によると、本件審査請求に至る経緯は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成27年10月1日付けで、処分庁に対し、その子（平成28年度は3歳児）に係る保育所による保育の利用の申込みを行った。

当該申込みにおける利用希望保育所等について、審査請求人は、第1希望のA保育園をはじめ、10か所の保育所等を記載していた。

(2) 当該申込みに対し、処分庁は、平成28年2月12日付けで、審査請求人が第5希望としていたB保育園を利用内定保育所とする旨を通知した。

また、同年3月1日にはB保育園において、審査請求人との面談及び入園児健康診断を実施した。

(3) 処分庁は、平成28年3月17日付けで、審査請求人に対し、同年4月1日からB保育園の利用が可能である旨を通知した。

(4) 審査請求人は、平成28年4月12日付けで、処分庁に対し、その子に係る転所の申込みを行った。

当該転所申込みにおける利用希望保育所等について、審査請求人は、第1希望をA保育園と、第2希望をC保育園と記載していた。

(5) 当該転所申込みに対し、処分庁は、平成28年4月20日付けで、審査請求

- 人に対し、同年5月1日時点で転所希望施設の定員に空きがないことを理由として、当該施設は利用できない旨を通知した（以下「本件処分」という。）。
(6) 本件処分に対し、審査請求人は、平成28年6月22日付けで、本件処分の取消し及び転所希望施設への入園決定を求める審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消し、転所希望施設に入園させる。」との決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件処分は、転所希望施設の3歳児クラスの定員に空きがないことを理由としているが、各保育所の利用定員を定めている吹田市立保育所運営に関する規程第8条第1項の表の年齢区分は、「満3歳児以上の幼児」となっており、3歳児クラスの受入れ枠に空きがなくとも、4歳児・5歳児の受入れ枠が空いておれば、定員に空きがないことにはならない。

平成28年5月1日時点で転所希望施設の4歳児・5歳児の受入れ枠には空きがあり、本件処分には理由がない。

イ 本件処分は、審査請求人の子（以下「申込児童」という。）の保育を受ける権利を侵害するものであり、児童福祉法第24条第1項の規定に違反する。

ウ 本件処分は、審査請求人らの希望保育園を利用する権利を侵害するものであり、憲法第13条の規定に違反する。

エ 本件処分は、申込児童と利用を認められている（保育を受けている）児童との間の不平等を生じさせるものであり、憲法第14条第1項の規定に違反する。

オ 現状では審査請求人の送迎負担が大きく、就業自体を諦めることを検討せざるを得なくなり、その結果離職すれば困窮するので、憲法第25条第1項の規定に違反する。

カ 児童福祉法第24条第7項において、市町村は、児童がその置かれている環境等に応じて必要な保育を受けることができるよう、地域の実情に応じた体制の整備を行うものとされているところ、処分庁は、希望保育園を利用することができず、自宅から遠い保育園に通う必要のある者に対して送迎保育を実施しておらず、同項の規定に違反する。

すいたファミリー・サポート・センターが行っている送迎活動は一時的な利用を想定していると思われ、継続的な利用者に対する援助が行われていない以上、送迎保育の代替となるものではなく、同項における体制の整備を満たしておらず、不当である。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 吹田市では、各歳児に応じた保育を歳児別の保育室で実施しており、園児の安全や保育の質を確保するため、4歳児の受入れ枠で3歳児を受け入れるというような運用は行っていない。

イ 転所申込書に対して児童福祉法第24条第3項の規定による保育所の利用調整を行おうとしたが、審査請求人の転所希望施設については平成28年5月1日時点で3歳児クラスの受入れ枠がなかったため、調整の余地なく本件処分を行ったものである。

同項の規定による利用の要請については、正当な理由がなければこれを拒んではならないが、定員に空きがないことは正当な理由に該当するため、本件処分に違法性又は不当性があつたとはいえない。

ウ 憲法第13条は、審査請求人らの希望保育園を利用する権利を保障するものではなく、利用を申し込む権利を保障するものであるから、本件処分が同条の規定に違反するとはいえない。

エ 本件処分を行うに当たり、審査請求人の人種、信条等によって転所希望施設を制限したり、恣意的に利用調整上の加点減点を設けた訳ではないため、本件処分が憲法第14条第1項の規定に違反するとはいえない。

オ 本件処分の結果、審査請求人が離職したとしても、審査請求人の配偶者が仕事を失う訳ではなく、本件処分が審査請求人の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害するものではないため、憲法第25条第1項の規定に違反するとはいえない。

カ 児童福祉法第24条第7項の規定は、送迎バスの設置等の施策を義務付けるものではなく、また、吹田市では、すいたファミリー・サポート・センター事業を実施しており、保護者に代わって同センターの援助会員が送迎活動を行っているため、送迎保育を実施する必要性はない。

第3 理由

1 前記審査請求の理由アについて

審査請求人は、吹田市内の各保育所の利用定員を定めている吹田市立保育所運営に関する規程第8条第1項の表によると、「満3歳児以上の幼児」につき、A保育園は84人、C保育園は81人と利用定員が定められているところ、平成28年度各月初日在籍児童数の表を見ると、平成28年5月1日の時点で、A保育園、C保育園ともに、4歳児、5歳児の利用枠が空いているのであるから、3歳

児クラスの受入れ枠に空きがなくとも、満3歳以上の児童の受入れ枠（本件でいえば4歳児及び5歳児の枠）が空いているのであれば、審査請求人の子である申込児童の利用を不可とすべきではなく、通常枠の利用定員を3歳児に振り替えるべきであると主張している。

確かに、吹田市立保育所運営に関する規程第8条第1項の表では、「満3歳以上の幼児（3歳児、4歳児及び5歳児）」として、3歳児、4歳児及び5歳児の利用定員をまとめて定めてあるが、この規程は、当該利用定員の範囲内であれば、さらに進んで、3歳児、4歳児及び5歳児の年齢ごとの利用定員を定めることを否定するものではない。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第33条第2項において、保育士の数の定めを、3歳児と4歳以上の幼児とを各別に分けて規定していることなどにも鑑みれば、年齢ごとに利用定員を個別に定める要請はあると考えられ（内閣府が公表している自治体向けFAQにおいても、地域の実情等に応じ、市町村の判断により、更に細かい区分を設定することも可能とされている。）、3歳児、4歳児及び5歳児の年齢ごとの利用定員を定めることは行政庁の裁量に属する事項であるといえる。

この点、上記「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」によると、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人つき1.98平方メートル以上とされているところ、処分庁によると、この基準に基づくと、A保育園、C保育園ともに3歳児保育室は各々32名の受入れが可能となるとのことであるが、上記基準はあくまでも最低基準を定めるものであるし、A保育園及びC保育園では、発達支援保育制度の児童や配慮を要する児童（発達支援保育制度ではなく通常枠で入所しているが、保育する上で一定の配慮が必要な児童）なども在園していることを踏まえると、一定の余裕が必要となり、この点も踏まえ、吹田市においては、A保育園及びC保育園ともに、満3歳児の通常枠の利用定員を各々26人と定めているとのことであり（緊急枠及び発達支援枠を含めると各々28人）、保育の質や児童の安全性の確保という観点を踏まえ、満3歳児の通常枠の利用定員を上記のとおり定めることには合理性が認められることから、当該利用定員の定めは、行政庁の裁量を逸脱し、又は濫用するものであるとはいえず、違法又は不当とはいえない。

処分庁は、審査請求人から転所希望が出されているA保育園とC保育園には、満3歳児の利用定員に空きがないことを理由に、平成28年4月20日付にて、審査請求人に対し、希望する保育園を申込児童が利用できない旨の通知を行っているわけであるが、利用定員の空きがないことを理由とするやむを得ない事情に基づくものというほかなく、本件処分についても合理性が認められることから、本件処分は違法又は不当とはいえない。

2 上記以外の違法性又は不当性の検討

(1) 児童福祉法第24条第1項の規定に違反するかどうかについて

児童福祉法第24条第1項は、保育を必要とする児童について、市町村が保育所において保育しなければならないことを定めているが、当該児童及びその保護者の希望する保育所における保育義務まで言及しておらず、また、申込児童は、本件処分後も申込児童は第5希望としていたB保育園にて保育を受けているのであるから、本件処分が申込児童の保育を受ける権利を侵害しているとはいえない。

(2) 憲法第13条の規定に違反するかどうかについて

憲法第13条は、保育園の利用について申請をする権利を保障していると考えても、審査請求人が希望する特定の保育園を利用する権利をも保障しているとはいえない。

(3) 憲法第14条第1項の規定に違反するかどうかについて

憲法第14条第1項は、合理的理由のない差別を禁止するものであり、各人に存する種々の事実関係上の差異を理由に取扱いを区別することは合理性を有する限り、同規定に違反するものではない。吹田市においては、吹田市保育所等利用調整基準が定められ、処分庁は、この基準に基づいて利用調整を行っているのであって、このような利用調整を行うことには十分の合理性が認められる。それゆえ、結果的に、希望どおりの保育園を利用できる児童が存在する一方、審査請求人の子である申込児童が希望する保育園を利用できなかったとしても、それはこの利用調整に伴う不可避的な結果であり、適正な手続に基づくものである限り、憲法第14条第1項に反するとはいえない。

(4) 憲法第25条第1項の規定に違反するかどうかについて

審査請求人はB保育園への入所を認められており、引き続き送迎に一定の余分の時間を費やすことにはなるが、具体的に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害される事象が現に生じている訳ではなく、憲法第25条第1項に反するとはいえない。

(5) 児童福祉法第24条第7項の規定に違反するかどうかについて

送迎保育は、わが国では一般的に行われているものではないから、それが行われていないからといって、児童福祉法第24条第7項に規定する「地域の実情に応じた体制の整備」を怠っていたとはいえない。また、この規定は、努力義務規定であり、市町村に法的義務を課したものではない。吹田市において送迎保育を実施すべきか否かについては、本件審査請求とは別に議論がなされるべき事項である。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年2月14日

審査庁 吹田市長 後 藤 圭 二

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、吹田市を被告として（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、吹田市を被告として（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。